

熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度要綱運用規程

制定	平成16年	3月31日	市長決裁
改正	平成18年	1月27日	市長決裁
	平成18年	3月27日	市長決裁
	平成19年	9月14日	市長決裁
	平成23年	3月22日	市長決裁
	平成23年	7月1日	経営支援課長決裁
	平成24年	3月26日	市長決裁
	平成26年	4月24日	農水商工局長決裁
	令和3年	6月7日	商業金融課長決裁

(趣旨)

第1条 この運用規程は、熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度要綱（昭和55年4月11日制定。以下「要綱」という。）の運用に当たり、必要な事項を定めるものである。

(融資対象者)

第2条 要綱第3条第2項第1号に規定する市内に1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上居住とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人事業者においては、本市への住民票登録日から起算し、1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上経過していること。
- (2) 法人においては、本市での登記日から起算し、1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上経過していること。

2 要綱第3条第1項第1号及び第4号に規定する大規模小売店（以下「大型店」という。）とは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）第3条及び同施行令（平成10年政令第327号）第2条に規定される1,000平方メートル以上の店舗とする。

3 要綱第3条第1項第1号における資金使途は、現店舗改装に伴う資金とし、融資対象期間は当該大型店の進出又は増床にかかる市への届出日（大店立地法第5条又は同第6条）から大型店の進出又は増床の後2年以内とする。

4 要綱第3条第1項第1号における融資対象者は、当該大型店の進出又は増床にかかる市への届出日（大店立地法第5条又は第6条）以前から店舗小売を継続して事業を行っているものとする。

5 要綱第3条第1項第2号に規定する倒産とは、取引先が銀行取引停止処分、民事再生法、破産、会社更生法、特別清算、休業又は廃業によるものとし、融資対象期間は当該事由の発生の時期から1年以内とする。

6 要綱第3条第1項第3号の融資対象期間は、被害事由発生の時期から1年以内とする。

7 要綱第3条第1項第4号における資金使途は、店舗入居資金及び店舗改装に伴う資金（設備資金）とし、融資対象期間は当該大型店の撤退、譲渡又は縮小にかかる市への届出日から当該大型店の撤退、譲渡、又は縮小の後2年以内とする。

8 要綱第3条第1項第4号における融資対象者は、当該大型店の撤退、譲渡又は縮小にかかる市への届出日（大店立地法第5条又は第6条）以前から事業を継続して行っているものとする。

9 要綱第3条第1項第5号に規定する市長が特に認めたものは、熊本都市計画事業熊本駅西土地地区画整理事業施行区域内または当該区域から概ね500メートルの範囲において、小売業、サービス業、貸家業、駐車場業、印刷業、医業、タクシー業及び飲食業を営む者で、次に掲げるすべてを満たすと認められたものとする。

- (1) 認定申請日の属する月の前月（前月の売上高が未集計等の場合にあっては、前々月。次号において同じ。）の売上高が、過去5か年のいずれかの年の同月の売上高と比較して20%以上減少していること。
- (2) 前号に規定する前月の売上高を含む当該月以後3か月間の売上高が、前号で比較の対象とした月以後3ヶ月間の売上高と比較して5%以上減少する見込みがあること。

(業歴等)

第3条 要綱第3条第2項第1号に規定する同一業種を1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上経営しているとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人事業者 次に掲げるもののいずれかに該当するもの。
 - イ 直近2か年度の税務申告がなされていること。

ロ 帳簿や伝票にて1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上の営業取引が確認できること。

ハ 営業所貸借契約又は、商取引契約の期日が1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上経過していること。ただし、許認可を要する事業については、上記に加え、許認可の取得日から起算し、1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上経過していること。

(2) 法人 設立登記日より1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上経過していること。許認可を要する事業については、さらに、許認可の取得日から起算し、1年（天災地変又は火災の場合は6か月）以上経過していること。

2 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、業歴を通算して取り扱うものとする。

(1) 個人事業者の事業継承 事業継承の原因が、死亡、老齢、病気等で3親等以内の親族が継承した場合。

(2) 法人成り 個人から法人化したとき、個人経営時の経営者又は3親等以内の親族が法人の代表者となった場合

(納税)

第4条 要綱第3条第2項第2号に規定する市県民税又は法人市民税を納税していることとは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 個人においては、直近2か年度（業歴2年未満の場合は、直近年度）の納税証明書において、未納額の記載がないこと。

(2) 法人においては、直近1期分の納税証明書において、未納額の記載がないこと。

(融資制度の併用)

第5条 本制度と次の各号に掲げる熊本市融資制度との併用を認める。

(1) 熊本市中小企業小口資金融資制度

(2) 熊本市中小企業経営向上小口資金融資制度

(3) 熊本市中小企業経営安定資金融資制度

(4) 熊本市中小企業創業サポート資金融資制度

(5) 熊本市中小企業短期資金融資制度

(6) 熊本市中小企業経営安定特例資金融資制度（3口以内 上限まで）

(7) 熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資制度

(8) 熊本市中小企業公害防止施設資金融資制度

(9) 熊本市中小企業地下水使用合理化設備資金融資制度

(10) 熊本市中小企業高度化資金融資制度

(11) 熊本市中小企業新エネルギー設備等資金融資制度

(借換)

第6条 本制度における債務残の決済は認めない。

(必要書類)

第7条 要綱第8条に規定する所定の申込書及び必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

(1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（共通様式-1）

(2) 熊本市中小企業経営安定特例資金融資対象者認定申請書（様式安特）及び添付書類

(3) 信用保証協会全国統一申込書式及び添付書類

(4) 個人事業者 市県民税納税証明書の写し（直近2か年分）ただし、非課税の場合は所得課税証明書の写し
法人 法人市民税納税証明書の写し（直近1か年分）

(5) その他関係書類等

(協会の必要書類)

第8条 要綱第10条第1項の保証依頼の必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

(1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（共通様式-1）の写し

(2) 熊本市中小企業経営安定特例資金融資対象者認定申請書（様式安特）の写し及び添付書類

(3) 信用保証協会全国統一申込書式及び添付書類

(4) 個人事業者 市県民税納税証明書の写し（直近2か年分）ただし、非課税の場合は所得課税証明書の写し
法人 法人市民税納税証明書の写し（直近1か年分）

(5) 熊本市中小企業制度融資発送簿（様式-A）

(6) その他関係書類等

(市の必要書類)

第9条 要綱第10条第1項に規定する市の必要書類とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 熊本市中小企業制度融資借入申込書（共通様式-1）
- (2) 信用保証委託申込書の写し
- (3) 申込人（企業）概要の写し
- (4) 信用保証依頼書の写し
- (5) 法人 保証人等明細の写し

附 則

この運用規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この運用規程は、平成18年2月24日から施行する。
- 2 第2条第9項の規定については、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この運用規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この運用規程は、令和3年7月1日から施行する。

様式安特（大規模店進出）

熊本市中小企業経営安定特例資金融資対象者認定申請書

年 月 日

熊本市長 様

<申請者>

住所

法人名又は商号

代表者又は氏名

営業所在地

私は、大規模小売店の_____により、経営の安定に支障が生じておりますので、熊本市中小企業経営安定特例資金融資対象者の認定を申請します。

記

1 大規模小売店 <所在地>
<名 称>

2 業種 _____業を 年 月から上記営業場所にて営業中

3 添付書類

- ・【共通】 図面、見積書、賃借契約書、改装承諾書の写し
- ・【法人の場合】 履歴事項全部証明書等の写し
- ・【個人事業者の場合】 運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）等の本人確認書類の写し

4 特記事項

融資対象者認定通知書

発第 号
年 月 日

上記申請者は、熊本市中小企業経営安定特例資金の融資対象者であることを認定する。

熊本市長

印

*ただし現店舗における店内改装の設備資金に限る

注意事項：有効期限は認定日より 30 日です。

—あらかじめご了承ください—

本認定書は、融資を確約するものではありません。

金融機関、信用保証協会における金融上の審査等により融資できない場合があります。

※ 取扱金融機関にて原本を保管し、熊本県信用保証協会に写しを提出してください。

様式安特（倒産関連）

熊本市中小企業経営安定特例資金融資対象者認定申請書

年 月 日

熊本市長 様

<申請者>

住所

法人名又は商号

代表者又は氏名

営業所在地

私は、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛債権を保有していることから、経営の安定に支障が生じておりますので、熊本市中小企業経営安定特例資金融資対象者の認定を申請します。

記

1 倒産企業先 <取引先住所>
<取引先名>

2 債権の内容及び金額

3 添付書類

- ・【共通】当該倒産起業に対する売掛金とそのうち回収困難な額を確認できる資料（総勘定元帳、約束手形の写し等）
- ・【法人の場合】履歴事項全部証明書等の写し
【個人事業者の場合】運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）等の本人確認書類の写し

4 特記事項

融資対象者認定通知書

発第 号
年 月 日

上記申請者は、熊本市中小企業経営安定特例資金の融資対象者であることを認定する。

熊本市長

印

注意事項：有効期限は認定日より30日です

—あらかじめご了承ください—

本認定書は、融資を確約するものではありません。

金融機関、信用保証協会における金融上の審査等により融資できない場合があります。

※ 取扱金融機関にて原本を保管し、熊本県信用保証協会に写しを提出してください。

様式安特（天災地変・火災）

熊本市中小企業経営安定特例資金融資対象者認定申請書

年 月 日

熊本市長 様

<申請者>

住所

法人名又は商号

代表者又は氏名

営業所在地

私は、_____により経営の安定に支障を生じておりますので、熊本市中小企業経営安定特例資金融資対象者の認定を申請します。

記

1 被害場所

2 被害の内容

3 添付書類

・【共通】罹災等の証明書の写し

・【法人の場合】履歴事項全部証明書等の写し

【個人事業者の場合】運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）等の本人確認書類の写し

4 特記事項

融資対象者認定通知書

発第 号

年 月 日

上記申請者は、熊本市中小企業経営安定特例資金の融資対象者であることを認定する。

熊本市長

印

注意事項：有効期限は認定日より30日です

—あらかじめご了承ください—

本認定書は、融資を確約するものではありません。

金融機関、信用保証協会における金融上の審査等により融資できない場合があります。

※ 取扱金融機関にて原本を保管し、熊本県信用保証協会に写しを提出してください。

様式安特（大規模店撤退）

熊本市中小企業経営安定特例資金融資対象者認定申請書

年 月 日

熊本市長 様

<申請者>

住所
法人名又は商号
代表者又は氏名
営業所在地

私は、大規模小売店の_____により経営の安定に支障を生じておりますので、熊本市中小企業経営安定特例資金融資対象者の認定を申請します。

記

1 大規模小売店 <所在地>
<名 称>

2 業種 _____業を 年 月から上記営業場所から営業中

3 添付書類

- ・【共通】 図面、見積書、賃借契約書、改装承諾書の写し
- ・【法人の場合】 履歴事項全部証明書等の写し
- ・【個人事業者の場合】 運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）等の本人確認書類の写し

4 特記事項

融資対象者認定通知書

発第 号
年 月 日

上記申請者は、熊本市中小企業経営安定特例資金の融資対象者であることを認定する。

熊本市長

印

* ただし店舗入居資金及び店内改装の設備資金に限る

注意事項：有効期限は認定日より 30 日です。

—あらかじめご了承願います—

本認定書は、融資を確約するものではありません。

金融機関、信用保証協会における金融上の審査等により融資できない場合があります。

※ 取扱金融機関にて原本を保管し、熊本県信用保証協会に写しを提出してください。